議案第203号

大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

大阪市水道事業給水条例(昭和33年大阪市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(料金等の納付方法)	(料金等の納付方法)
第34条の2 この条例により納付しなければ	第34条の2 [同左]
ならない料金、分担金、手数料その他の費	
用の納付方法は、次の各号に掲げる費用の	
区分に応じ、当該各号に定める方法による。	
ただし、局長が特別の理由があると認める	
ときは、その他の方法によることができる。	
(1) 専用給水装置又は共用給水装置の料金	(1) 専用給水装置又は共用給水装置の料金
納入通知書(電子情報処理組織を使用	納入通知書に基づく払込み、口座振替
して行う納入通知書に記載すべき事項の	又は地方自治法(昭和22年法律第67号)
通知を含む。) に基づく払込み、口座振替	第231条の2の3第1項の規定による指
又は地方自治法(昭和22年法律第67号)	定を受けた者による納付の方法
第231条の2の3第1項の規定による指	
定を受けた者による納付の方法	
[(2) 略]	[(2) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和6年11月29日提出

大阪市長 横山 英幸

説明

専用給水装置又は共用給水装置の料金の納付方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。